タイトル:理事長への委任状の有効性

< 質問 >

総会(臨時総会)において、理事長が議長に選任された場合、理事長を代理人に指定した委任状の議決権は無効(留保)と解釈すべきでしょうか。

尚、当マンションの管理規約には、「総会の議事は出席議決権(委任状を含む)の2分の1以上の多数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる」と定められています。

中協法では、議長は委任状の代理人になれないとの解釈がされているようですが、マンション等の管理組合においては、総会の議長を理事長が務めるケースが多々あるようです。 この場合理事長を代理人に指名した委任状の議決権はどうなるのかお教えください。

具体例とし、臨時総会で組合員総数300.出席者50.有効委任状数200(注:全て理事長を代理人に指名)で定足数を満たし成立した。その後、議長選出で理事長が議長に就任、議事が進行、賛成多数で議案は議決された。上記質問を踏まえ、議長=理事長の代理人票が無効ならば、臨時総会の議決は成立しないと考えられるのでしょうか。

<回答>

理事長が議長に指名されても、理事長への委任状は有効です。

<説明>

「可否同数の場合は議長の決するところによる」という規約の場合、議長(理事長)は、通常、採決には参加しません。可否同数の場合には採決に加わることになります。ただし、理事長あての委任については、理事長は代理人として委任者に代わって議決権を行使できます。つまり自分の議決権は可否同数の場合以外は行使しないのですが、代理人としての委任した人の議決権は行使できるのです。

委任状の場合は、ほとんどが理事長に委任していると思いますが、理事長に委任することは、理事長に就任している区分所有者の田中太郎という個人に委任したということです。 理事長は単なる肩書きにすぎません。総会当日、その田中さんが欠席したら、定足数足らずとなり集会は流れることになります。

マンションで臨時総会をするような場合、必要性に迫られて行うことが多数だと思いますが、出席者はほとんどのマンションでは過半数はいかないと思いますので、成立に向けて工夫することが現実的だと思います。

*この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。